

**最低賃金は、原則として雇用形態や呼称の如何を問わず
事業場で働くすべての労働者に適用されます!!!**

ただし、一般の労働者と比較して、労働能力が著しく劣る部分があり、
最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会をせばめる可能性がある
労働者の場合や労働の態様が大きく異なる場合には、平成20年7月1日から、
『最低賃金の減額特例制度』が設けられることとなりました。

最低賃金の減額特例を受けられる労働者は、以下のとおりです。

- 1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 2 試の使用期間中の者
- 3 職業能力開発促進法に基づく
認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの
- 4 イ 軽易な業務に従事する者
ロ 断続的労働に従事する者



『最低賃金の減額特例制度』の許可を受けようとする場合は、
所定様式(別添のリーフレット等を参照)を記載のうえ、申請書等の資料一式を
2セット(正・副)を作成し、長岡労働基準監督署への提出をお願いいたします。

本件申請にあたって、事前に相談いただくことも可能です。
申請時の留意事項や記載方法などは、別添を参照してください。

最低賃金の減額の特例許可申請の概要等は、別添リーフレット、申請書、減額率算定表のとおり

【申請書の記載方法】

申請書は具体的に記入すること。特に、「業務の種類」は主たる業務の他に、**その他業務も記入**すること。また、「労働の態様」も始業・終業時間、休憩時間等の詳細を記入すること。別紙とすることも可能。申請書の「減額率」は、**小数点第1位までを記入**すること。小数点第2位以下は“切捨て”とすること。また、「金額」は、適用のある「最低賃金額」と「減額率」に応じた数字を記入すること。申請書の「理由」は、別添の減額率算定表を作成し、対象労働者と比較した労働能率に応じた内容を記入とすること（以下の提出資料のとおり、減額率算定表も添付して申請する必要あり）。

ご不明な点等が
ございましたら、
**長岡労働基準
監督署**へ
お問い合わせ
ください！！



【算定表の記載方法】

減額対象労働者と比較対象労働者の比較した作業時間、作業数量を記入すること。**減額対象労働者の作業実績は、2週間程度の期間で算出とすることが望ましい。**減額率は、実績を比較し、労働能率の割合で算出すること。算出の注意点は以下の注意点、を参照。

【申請時の提出資料：各2部提出】

当該減額の特例許可申請書 障害の態様にかかる資料（公的機関発行のもの：障害者手帳等の写し） 減額率算定表
その他資料（労働者名簿、雇用契約書、賃金支払いがわかる資料、業務の種類や労働の態様の詳細資料等 必要に応じて提出）

注意点 申請書の内容（業務の種類、労働の態様等）は、申請後に、**署担当職員が実地調査を行い、詳細を確認することとなります。**

注意点 減額率の算出は、適切な比較対象労働者を選出してください。**算定表にて労働能率（小数点第2位以降も一緒に）を算定し、以下の計算により、減額率を算出してください（小数点第2位を切捨てること）。**また、主たる業務が2種類以上ある場合は、それぞれの作業実績から比較・算出して労働能率の割合を出してください。

例 労働能率：71.22222...% 100.00% - 71.22222...% = 28.788888%
減額率 『28.7%』 小数点第2位以下は切捨て

注意点 算定表の裏面の「2職務内容、職務成果等について」は、**作業実績から把握できない事項（プラスの要素のみ）を記載し、「1労働能率の比較（注意点で算出した数字）」の減額率に加味すること（減額率を少なくすること）**ができます。ただし、これらの理由により、1の減額率（の上限）より大きい数字とすることはできません。

注意点 **許可された業務の種類・労働の態様以外をさせることはできません。**許可された作業以外は最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。

【許可の更新（再）申請について】

最低賃金を減額できる期間は許可満了日まで。引続き減額させたい場合は、再申請を行い、許可を受ける必要があること。

再申請は許可期間満了前（2週間前程度）に行うことが望ましい。基本的に再申請時も実地調査を行うこととなる。

再申請時に許可を受けた内容に変更がなく、一定条件を満たすと、**許可期間の延長（3年以内）や実地調査省略**となる場合がある。許可を受けた**業務の種類や労働の態様等に変更のあるときは、減額特例許可の効力が及ばないため、速やかに新規許可申請を行うこととなる。**また、許可期間満了前の当該変更による新規許可申請の場合は、【申請時の提出資料 ~】に加え、**許可取消申請書（任意様式 別添参照）と取消対象となる許可書（原本）提出が必要となる。**

